

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 4 | 予防接種事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年12月2日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | | | |
|--------|--|--|-------------------------------------|
| ①事務の名称 | 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 | | |
| ②事務の内容 | <p>・伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施し、市民の健康増進を図る。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①予防接種の接種歴に関する照会。②予防接種の接種済みの入力。③予防接種の対象者に対する接種勧奨通知。</p> | | |
| ③対象人数 | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満 |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | | | |
|-------------|--|---|---|
| ①システムの名称 | 健康管理システム | | |
| ②システムの機能 | <p>※令和7年12月までの運用</p> <ol style="list-style-type: none"> 予診票／接種券の発行及び発行履歴の管理機能 接種記録の管理機能 接種に関する記録メモの管理機能 | | |
| ③他のシステムとの接続 | [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム | [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム | [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム |
| | [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 | [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム | [<input type="checkbox"/>] 税務システム |
| | [<input type="checkbox"/>] その他 () | | |

システム2~5

システム2

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| ①システムの名称 | 庁内連携システム | | |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 情報連携テーブル格納機能 各業務システム間の連携において、各業務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 情報連携テーブル修正機能 各業務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その移動情報等を連携用テーブルに格納する。 情報連携テーブル参照機能 各業務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。 | | |
| ③他のシステムとの接続 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム | [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム | [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム |
| | [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 | [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム | [<input type="checkbox"/>] 税務システム |
| | [<input checked="" type="radio"/>] その他 (既存各業務システム(健康管理システム含む)) | | |

システム3

| | | | |
|----------|---|---|---|
| ①システムの名称 | 宛名システム(番号連携サーバー) | | |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 宛名情報管理機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 宛名情報管理機能 宛名システムにおいて宛名情報を、宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。 各業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。 | | |
| | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム | [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム | [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム |
| | [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム | [<input type="checkbox"/>] 税務システム | [<input type="checkbox"/>] 職員登録システム |

| | | |
|------------------|---|--|
| ③他のシステムとの接続 | [] 宛名システム等 | [] 税務システム |
| | [○] その他 (中間サーバー、既存各業務システム(健康管理システム含む)) | |
| システム4 | | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー | |
| ②システムの機能 | <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを開始、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存業務システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> | |
| ③他のシステムとの接続 | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () | [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム |
| システム5 | | |
| ①システムの名称 | 健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) | |
| ②システムの機能 | <p>※令和8年1月運用開始</p> <p>1. 予診票／接種券の発行及び発行履歴の管理機能</p> <p>2. 接種記録の管理機能</p> <p>3. 接種に関する記録メモの管理機能</p> | |
| ③他のシステムとの接続 | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (ガバメントクラウド(他業務)) | [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム |
| システム6~10 | | |
| システム11~15 | | |
| システム16~20 | | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種台帳管理ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ・番号法別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、28の項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康部 健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康増進課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | |
|----------------------|--|-------|---|
| 予防接種管理台帳ファイル | | | |
| 2. 基本情報 | | | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] | <選択肢> | 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> | 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種法に基づく予防接種対象者(新型インフルエンザ対策にかかる住民接種対象者は除く) | | |
| ④記録される項目 | [100項目以上] | <選択肢> | 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () | | |
| その妥当性 | 1. 識別情報:手続き時点において対象者の確認・特定をより的確に行うために必要。 2. 連絡先等情報:本人確認、対象者の接種日時点における年齢、居住地を把握するために必要。 3. 業務関係情報:予防接種の適切な実施及び接種履歴を管理するために必要。 | | |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 | | |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 | | |
| ⑥事務担当部署 | 健康部 健康増進課 | | |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | |
|---------|-------|---|
| ①入手元 ※ | | [○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (ハイサイ市民課) [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [] 民間事業者 () [] その他 () |
| ②入手方法 | | [○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 () |
| ③使用目的 ※ | | ・予防接種の対象者であることの特定、予防接種歴の管理。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するため。 ・健康被害救済の手続きのため。 |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 健康部 健康増進課 |
| | 使用者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、予診票／接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 |
| | 情報の突合 | 転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | |
|----------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|
| 委託の有無 ※ | [委託する] (1) 件 | <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない | |
| 委託事項1 | 健康管理システム運用保守業務 | | |
| ①委託内容 | システムの管理、障害対応、改修作業等などの運用保守業務 | | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社沖縄エジソン | | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | | |
| | ⑥再委託事項 | | |
| 委託事項2~5 | | | |
| 委託事項6~10 | | | |
| 委託事項11~15 | | | |
| 委託事項16~20 | | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | | |
|------------------------------|---|--|--|
| 提供・移転の有無 | [○] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない | | |
| 提供先1 | 厚生労働大臣、都道府県知事、市区町村長 | | |
| ①法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 | | |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 | | |
| ③提供する情報 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 | | |
| ⑥提供方法 | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 | | |
| 提供先2~5 | | | |
| 提供先6~10 | | | |
| 提供先11~15 | | | |
| 提供先16~20 | | | |
| 移転先1 | | | |
| ①法令上の根拠 | | | |
| ②移転先における用途 | | | |
| ③移転する情報 | | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | | |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () | | |
| ⑦時期・頻度 | | | |
| 移転先2~5 | | | |
| 移転先6~10 | | | |
| 移転先11~15 | | | |
| 移転先16~20 | | | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ①セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室するものが権限を有することを確認する当の管理を行う。
- ②申請書等の書類については、鍵付きの保管庫に保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている事。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | | | |
|---|--|--------------|----------|--|--|
| 予防接種管理台帳ファイル | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | | | | |
| リスク：目的外の入手が行われるリスク | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムでは、府内連携システムより連携された宛名情報を基にしているため、対象者以外の情報は入手できない。 ・本人から申請書等により特定個人情報を入手する際には、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示により本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・申請用紙について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できないようになっている。 | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | | | |
| | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | |
| | | 3) 課題が残されている | | | |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・健康管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要な情報は記録できないため、紐付けを行ふことはない。 | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | | | |
| | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | |
| | | 3) 課題が残されている | | | |
| リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | | | | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] | <選択肢> | | | |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 | | | | |
| その他の措置の内容 | - | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | | | |
| | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | |
| | | 3) 課題が残されている | | | |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> | |
|--|--|-------|--|
| 規定の内容 | <p>「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき作成された「外部委託時の契約に関する手順」に基づき、特定個人情報を含む、すべてのデータに対して以下のことを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者及び受託者の従業員は、本市の業務で知り得た情報を、本市の許可なく第三者に開示しない。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・本市が貸与する情報、成果品(作成途中を含む。以下同じ)を当該業務以外で使用しない。 ・特に認める場合を除き、本市が貸与する情報、成果品を指定場所以外で使用しない。 ・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等がないよう十分に管理し、取り扱う。 ・本市が貸与する情報、成果品を使用する必要がなくなった時は、速やかに返却、納品、又は破棄する。 ・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等が起きたとき、又は起きる懸念があるときは、速やかに本市に報告する。 ・本市が情報セキュリティに関する検査を行うときは、外部委託事業者又は外部要員個人は、関係書類の提出等、検査への積極的な協力をを行う。 ・業務委託契約の特約において、「個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる」と定めている。 | | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] | <選択肢> | |
| 具体的な方法 | <p>・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p> | | |
| その他の措置の内容 | <p>-</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | |
| <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | | | |

| | | |
|---|-----|---|
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [○] 提供・移転しない |
| リスク：不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

| | | | |
|--------------|--|-------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになるため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。 | | |
| | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク2：不正な提供が行われるリスク

| | | | |
|--------------|---|-------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回数を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 | | |
| | [十分である] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------|-----------------------------|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> | |
| | | 1) 特に力を入れて行っている | 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する | [発生なし] | <選択肢> | 1) 発生あり 2) 発生なし |

る重大事故が発生したか

| | | |
|--------------------------------------|-----------|---|
| | その内容 | - |
| | 再発防止策の内容 | - |
| その他の措置の内容 | | <p>1.物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>2.技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパートナー、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パトーンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | - |

8. 監查

[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

| | |
|--------------|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な方法 | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 |

10. その他のリスク対策

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウドでの業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウドでの業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 那覇市役所 総務部 法制契約課(市政情報センター) 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 電話:098-869-8191 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 那覇市保健所 健康部健康増進課 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話098-853-7961 |
| ②対応方法 | |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和7年8月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2) 変更箇所